

香川高等専門学校建設コンサルタント選定委員会規程

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規程第22条第2項の規定に基づき、香川高等専門学校建設コンサルタント選定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、建設工事に係る調査・設計等の業務をプロポーザル方式によつて、建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、選定の適正を期し、かつ技術的に最適なものを特定するため、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- 一 公募型及び簡易公募型プロポーザル方式における技術提案書の提案者に要求される資格並びに技術提案書の提出者を選定するための基準の決定に関すること。
- 二 技術提案書を特定するための評価基準に関すること。
- 三 技術提案書の提出を求める者の選定に関すること。
- 四 技術提案書の特定に関すること。
- 五 その他建設工事に関連する建設コンサルタント選定等に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて構成する。

- 一 管理課長
- 二 総務課長
- 三 管理課課長補佐

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、管理課長をもつて充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(専門部会)

第5条 委員会に必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、その調査審議内容を委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者を出席させることができ

る。

(報告)

第7条 委員長は調査審議の結果を契約担当役に報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、管理課において処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。